

東本願寺前市民緑地利用に係る質問と回答

本書は、市民緑地の具体的な利用に係る主な質問に対する回答をまとめたものです。「東本願寺前市民緑地におけるイベント利用の手引き」と併せて御確認ください。

□市民緑地の利用全般に係る事項

項目	内容
球技はできますか。	以下の場合を除き、球技を認めません。 ・幼児や小学生が少人数で行うボール遊びを行う場合（ただし、バットの使用やチームで行う野球やサッカー等は認めません。） ・その他、市民緑地管理者が市民緑地の利用及び管理に支障がないと認める場合
動物の連れ込みはできますか。	可能です。ただし、必ずリードを付け、他の市民緑地利用者の迷惑にならないよう留意してください。また糞尿の清掃等は、飼い主及び利用者の責任の下、適切に行ってください。
喫煙しても良いですか。	市民緑地内での喫煙及び喫煙所の設置は認めていません。周辺の喫煙所を利用してください。※周辺の喫煙所（木津屋橋通ヨドバシ横、京都駅サンクス広場等）
花火はできますか。	京都市市民緑地条例では、禁止行為として、「たき火をし、又は火気をもってあそぶこと。」と規定しています。花火については、火災の原因や、市民緑地利用者、近隣への迷惑となることから禁止しています。
キャンプテントを設置することができますか。	設置することは可能です。ただし、宿泊目的かつ園路では、設置できません。
自転車で、市民緑地内を走行できますか。	自転車の走行は、園路の自転車通行空間のみとなっています。噴水広場、多目的広場及び園路の歩道では、自転車は押して歩いてください。また、芝生広場では、自転車の進入はできません。

□催し等における利用方法について

項目	内容
物品を販売できますか。	可能です。ただし、物品の内容、種類、価格が市民緑地内の販売として適当な内容でなければなりません。
飲食を販売できますか。	可能です。ただし、事前に京都市保健所と調整のうえ、必要な手続きを行ってください。営業許可等を確認させていただく場合があります。
興行で利用できますか。	可能です。ただし、市民緑地で行われる行為としてふさわしいものでなければなりません。
写真又は映画の撮影で使えますか。	可能です。ただし、他の市民緑地利用者に、支障をきたさない箇所、方法で行われるものであること、市民緑地で行われる写真又は映画の撮影として適当な内容でなければなりません。
ドローン撮影は可能ですか。	あらかじめ、所定の手続きを行ってください。また、周辺の安全を十分に確

	保したうえで行ってください。
ステージ等の設備や工作物を設営できますか。	可能です。ただし、原則、多目的広場や噴水広場において設営をお願いします。なお、テント・テーブル・椅子等を芝生に設営したい場合は、市民緑地管理者と調整のうえ、芝生を傷めないように適切に対策を講じてください。
テント等の設営でペグ（杭）を打つことができますか。	芝生への影響及びペグ回収忘れによる他の利用者に危険を及ぼす恐れがあるため、原則、ペグ（杭）は禁止となります。テント固定時には重りなどを利用してください。
自動車等の乗入れはできますか。	催しに必要な物品等の荷降ろし・荷積みのための一時乗入れは可能ですが、市民緑地内の車両の留め置きはできません。 キッチンカー等、催しに必要な車両は、図面に明示したうえで、申請してください。許可を得たうえで車両を留め置く場合であっても、市民緑地の通常利用に支障を及ぼさないよう、十分に配慮していただく必要があります。
火気を利用できますか。	可能です。ただし、火気器具等を使う場合は、消火器の準備及び届出が義務付けられているため、事前に消防署に連絡・相談してください。
音・光が出る催しを行えますか。	可能です。ただし、市民緑地管理者と調整のうえ、東本願寺及び周辺店舗などと事前に説明、相談していただく必要があります。
募金呼び掛け、署名活動等はできますか。	以下の条件を満たす場合は可能です。 ・他の利用者の市民緑地利用に、支障をきたさない箇所及び方法で行われるものであること ・公共の福祉に反しないものであること ・市民緑地でこれらの行為が行われる十分な必要性があること
はり紙、はり札を掲示できますか。	以下の条件を満たす場合は可能です。 ・市民緑地又は市民緑地施設の管理上支障を及ぼすおそれがないもの ・公序良俗に反しないもの ・法令（条例を含む。）の規定に違反しないもの ・その他、市民緑地の設置目的に照らして適当と認められるもの
掲示板等の掲示場所はありますか。	掲示板・サインボード等の掲示場所はありません。立て看板等をご用意ください。なお、地面に穴を開けるような立札はご遠慮ください。
利用期間中の夜間に、市民緑地内に資材等を置いておくことは可能ですか。	可能です。ただし、盗難等の被害に対する責任は負えませんので、必要に応じて警備員を配置するなど、利用者の責任の下で保管してください。また、資材等の周辺にライトを設置するなど、事故防止のための対策を行ってください。

□設備等の利用について

項目	内容
電気は利用できますか。	催しで利用可能な電源設備（コンセント盤）を4基設置しています。それぞれコンセントの差込み口が9箇所あり、1口当たりの容量は1000W程度です。利用したい場合は、利用許可の申請時にお申し込みください（有料）。ただし、消費電力が大きくなるもの（1000W以上）については、市民緑地

	<p>管理者と相談してください。</p> <p>なお、停電等の不可抗力により、催しに影響が生じた場合は、本市では、その責任を負いかねますので、予め御了承ください。</p> <p>また、感電等の事故の被害に対する責任は負えませんので、利用者の責任のもと、十分に安全対策を実施してください。</p>
発電機の持ち込みはできますか。	<p>可能です。持ち込みを行う場合は、以下の点に留意してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料の取扱いには十分に留意すること ・市民緑地利用者などが燃料や発電機などに触れて怪我をすることがないように十分に安全を確保すること ・芝生の上に直接置かないこと
給水設備はありますか。	<p>市民緑地内の手洗い水栓は、一般の市民緑地利用者が利用するものです。催し等で水の使用をされる場合は、市民緑地管理者とご相談ください。</p>
排水設備はありますか。	<p>手洗い水栓の排水設備と雨水用の排水設備のみです。調理に用いた排水等の処分を検討される場合は、市民緑地管理者とご相談ください。</p>
貸出設備・備品はありますか。	<p>ありません。音響設備、テント、テーブル、椅子、立て看板等必要な設備、備品については、全て利用者でご用意ください。</p>
控室・屋根のあるスペースはありますか。	<p>ありません。市民緑地利用範囲は、屋外スペースのみです。必要な場合は、別途ブースを設置いただくなど、利用者でご用意ください。</p>

□利用料金について

項目	内容
<p>天候不良により催しを中止しました。利用料金は還付されますか。</p>	<p>京都市が以下に該当すると判断した場合に限り、利用料金を還付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民緑地内において、大規模な損傷や倒木などの被害が発生しており、利用者の安全が確保できないと認められる場合 ・台風の接近や大雪などにより、京都市域において、気象警報の発令又は発令が見込まれる場合 <p>※利用の中止を決定した場合は、速やかに市民緑地管理者まで連絡してください。その際、利用料金の還付を希望する場合は、お申し出ください。</p>

□その他

項目	内容
<p>ごみの処理はどうすればよいでしょうか。</p>	<p>ごみが出る催し物については、ごみ箱を設置してください。</p> <p>ごみ置き場はありません。また、ごみの一時保管・処理代行等は行っていません。利用後は、利用者が清掃をしっかりと行い、ごみは持ち帰ってください。</p> <p>清掃・現状復帰がなされていない場合は、改めて清掃・原状復帰を行っていただくとともに、次回からの利用は認めません。</p>